

令和2年度 監査計画

1 監査の基本方針

我国の経済について、景気の現状を示す直近の基調判断（令和2年3月）は「新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある。」とし、先行きについては、感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれる。また、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があるとされていることから、国や地方公共団体を取り巻く財政環境についても、これまで以上に厳しい状況にある。

本市の財政状況については、大規模事業の実施が大詰めを迎え、投資的経費は今後平年並みに収束していくものの、社会保障関係費である扶助費は逡増しており、令和元年度財政運営計画において、財政収支見通しとして3年間で約37億円の財源不足になると見込んでいる。一方、歳入の根幹をなす市税収入については、法人税率の改正による収入減に加え、上述の財政環境からも見通しは大変厳しく、市税全体としての着実な伸びを期待することは難しく、本市の行財政運営はより一層厳しさを増すものと予想される。

令和2年度の監査にあたっては、こうした現下の情勢を十分認識しつつ、監査制度の充実・強化を目的に地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月に全部施行されたことに伴い、今般策定した草津市監査委員監査基準に基づき、公正不偏の立場から、「法令を遵守しているか」、「最少の経費で最大の効果をあげているか」、「組織及び運営の合理化に努めているか」、「市民福祉の増進にどのように役立っているか」を基本的な視点として監査を実施する。

なお、こうした動向を踏まえ、内部統制の体制の整備や運用状況を着眼点の一つとし、リスクが高い事務事業に監査資源を配分することにより監査機能の充実・強化を図る。

- (1) 法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合規性の観点から監査を行う。また、内部統制機能（組織としてのチェック体制の整備・運用）が促進されるよう留意し、監査を行う。
- (2) 収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最小の執行が図られているかという観点から監査を行う。
- (3) 経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）という、いわゆる3Eの観点から監査を行う。
- (4) 市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から監査を行う。
- (5) 監査結果や改善措置の状況について、積極的な公表を図る。

2 各種監査等の実施方針

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて、部単位で対象を定め実施する。

なお、対象年度については、当年度も考慮しながら基本的には前年度の事務および事業を対象として実施する。

(2) 随時監査（地方自治法第199条第2項、第5項）

定期監査と同じ範囲を対象として、必要と認めるとき適時実施する。

また、工事監査については、計画、設計、積算、施工等が、適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて実施する。技術的な監査を充実させるため、技術調査業務を委託する。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、事務事業が法令に適合し、正確で合理的かつ効率的に行われているかについて、随時実施する。

また、複数の部等を対象に共通する特定のテーマ等を選定し、必要と認める時に実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等に対し、必要があると認めるときまたは市長の要求があるときは、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施する。

なお、対象年度については、当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者および企業管理者の保管する現金の在 High および出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が正確に行われているか検査する。

(6) 決算審査および基金の運用状況審査ならびに健全化判断比率等審査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査する。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正であるか審査する。

(7) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（同法第242条）等については、その都度方針を定めて実施する。

3 監査等実施計画

別紙の「令和2年度監査等実施計画表」に基づいて実施する。ただし、諸事情により変更して執行する場合がある。

4 監査結果等の報告および公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市公報に掲載し市ホームページに公表する。公表回数は、基本として年4回とするが、その他必要に応じて随時公表とする。

5 改善措置の報告および公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表する。（地方自治法第199条第14項）

特に、勧告に基づいた措置が講じた旨の報告が行われない場合は、必要に応じて再度勧告を行う場合がある。

令和2年度監査等実施計画表

| 月 | 定期監査対象部 | 定期監査で重点的に監査する機関 | | | その他の監査 | 決算審査・健全化法審査 | 例月出納検査 |
|----|-----------------|---|------------------------------|------------------------|--------------------------------------|---|------------|
| | | 上旬 | 中旬 | 下旬 | | | |
| 4 | 子ども未来部 教育委員会 | 4月下旬に実施 山田こども園、笠縫幼稚園 玉川小学校、老上西小学校 | | | | | 27日 (月) |
| 5 | 子ども未来部 教育委員会 | 5月上・中旬に実施 第四保育所、志津こども園 志津小学校、草津小学校、笠縫東小学校、 草津中学校、新堂中学校 | | | | | 25日 (月) |
| 6 | | | | | | ↑ 公 営 企 業 会 計 ・ 一 般 特 別 計 ↓ | 25日 (木) |
| 7 | 総合政策部 議会事務局 | 職員課 議事庶務課 | | | 財援監査 (指定管理) (総合政策部) | | 27日 (月) |
| 8 | まちづくり協働部 | 生活安心課 | | | | | 25日 (火) |
| 9 | 環境経済部 | 環境政策課 資源循環推進課 (クリーンセンター) くさつエコカレッジ | | | | | 25日 (金) |
| 10 | 都市計画部 建設部 | | 開発調整課 都市計画課 まちづくり推進室 | | | | 26日 (月) |
| 11 | 建設部 子ども未来部 | | 公園緑地課 子育て相談センター 子ども家庭課 | | 工事監査 (まちづくり協働部) | 25日 (水) | |
| 12 | 上下水道部 健康福祉部 | | | 給排水課 保険年金課 健康増進課 | | 25日 (金) | |
| 1 | 教育委員会 | | 教育総務課 学校給食センター 児童生徒支援課 | | | 25日 (月) | |
| 2 | 総務部 | 税務課 | | | 財援監査 (補助金・ 指定管理) (まちづくり協働部) | 25日 (木) | |
| 3 | | | | | | 25日 (木) | |